

議第 8 号

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>同法施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は<u>半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害援護資金の償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還</u>又は<u>月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害援護資金の償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。